

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 弘前市教育委員会は、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の設置者が行う保育料及び入園料（以下「保育料等」という。）を減免して幼児の就園を促進する事業（以下「補助事業」という。）を推進し、もって幼稚園教育の振興を図るため、平成30年度予算の範囲内において、弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、本市に住所を有する満3歳児（満3歳に達し、翌年度の4月を待たずして、年度途中から入園する園児をいう。）、3歳児、4歳児及び5歳児（学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条の規定により病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められ、就学義務が猶予又は免除された児童を含む。）が在園する、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の特定教育・保育施設以外の私立幼稚園の設置者とする。

(ひとり親世帯等)

第3条 この要綱においてひとり親世帯等とは、平成30年度に納付すべき市民税所得割額が77,100円以下の世帯であって、保護者又は保護者と同一世帯に属する者が次のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に園児を扶養しているもの
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (4) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める

特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）

- (7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- (8) その他弘前市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助事業の対象となる園児の保護者（以下「補助対象者」という。）の世帯区分に応じ、別表第1若しくは別表第2の補助限度額の欄に掲げる金額又は保育料等の減免額のいずれか少ない額以内の額の合計額とする。

（交付申請）

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第2号）
 - (2) 保育料等の補助措置に関する調書（様式第3号）
 - (3) 保育料等の補助対象者に係る市民税の課税証明書若しくは納税通知書の写し又は生活保護法の規定による保護を受けている旨の弘前市福祉事務所長の証明書
 - (4) 補助対象者が未婚である場合にあっては、その旨が確認できる戸籍謄本
 - (5) ひとり親世帯等である場合にあっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のないことを確認できる戸籍謄本、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し、年金証書の写しその他ひとり親世帯等であることを証明する書類
 - (6) 当該私立幼稚園に係る規程等保育料等の徴収する額を明らかにする書類
- 3 弘前市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に対して市民税の状況について調査することに同意する旨の文書を提出している補助対象者で、平成30年1月1日現在弘前市に住所を有するものについては、前項第3号の市民税の課税証明書又は納税通知書の写しの添付を省略することができる。
- 4 未婚である補助対象者については、一般寡婦（夫）及び特別寡婦控除のみなし適用を希望しない場合は、第2項第4号の戸籍謄本の添付を省略することができる。
- 5 教育長は、第2項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（交付の条件）

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を教育長に提出して、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を教育長に提出して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。

（交付決定）

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第6号）とする。

（事業の変更承認）

第8条 教育長は、第6条第1号の規定による申請を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業変更決定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実施状況の報告）

第9条 補助事業者は、教育長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに補助事業の実施状況について、平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業実施状況報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の対象となる園児が入園し、若しくは退園し、又は弘前市に転入し、若しくは弘前市から転出したときは、速やかに園児異動報告書（様式第9号）を教育長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業に係る事業実績書（様式第11号）
- (2) 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業に係る決算書（様式第12号）
- (3) 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業に係る保育料等の減免に

について（様式第13号）

- 3 教育長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第6条第2号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して14日を経過した日又は平成31年3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付額確定通知書（様式第14号）とする。

（補助金の請求等）

第12条 補助金の請求は、平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金請求書（様式第15号）を教育長に提出して行うものとする。

- 2 前項の請求書に添付する書類は、平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金請求額明細書（様式第16号）とする。
- 3 補助金は、口座振替により交付する。
- 4 補助金は概算払により交付することができる。
- 5 補助金は、年2回に分けて交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度の補助事業について適用する。

別表第1 (第4条関係)

世帯区分	補助限度額
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	第1子 年額308,000円 第2子 年額308,000円 第3子以降 年額308,000円
平成30年度に納付すべき市民税（以下「市民税」という。）が非課税となる世帯	第1子 年額272,000円 第2子 年額308,000円 第3子以降 年額308,000円
市民税の所得割が非課税となる世帯	
市民税の所得割課税の額（補助対象者の他に生計の主宰者がいる場合には、当該所得割課税の額を合算する。以下同じ。）が77,100円以下となる世帯	第1子 年額187,200円 第2子 年額247,000円 第3子以降 年額308,000円
市民税の所得割課税の額が77,101円以上、211,200円以下となる世帯	第1子 年額 62,200円 第2子 年額185,000円 第3子以降 年額308,000円
上記区分以外の世帯	第2子 年額154,000円 第3子以降 年額308,000円

備考

- 平成30年度中に就園した園児に係る補助限度額は、次の算式により算出した額（100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。
当該世帯区分の補助限度額×（保育料を支払った月数+3）÷15
- 平成30年度前に入園し、同年度途中に休園又は退園した園児に係る補助限度額は、次の算式により算出した額（100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。
当該世帯区分の補助限度額×保育料を支払った月数÷12
- 市民税所得割額については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。
- 補助対象者のうち、未婚の母子・父子家庭における市民税所得割額については、地方税法（昭和26年法律第226号）による一般寡婦（夫）控除及び特別寡婦控除をみなし適用した額とする。
- 市民税所得割額が77,101円以上の世帯において、生計を一にする小学校4年生以上の兄又は姉（学校教育法第18条の規定により病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められ、小学校3年生までの学年に在籍している者を除く。）がいる場合は、当該兄又は姉については子として算入しないものとする。

別表第2 (第4条関係)

ひとり親世帯等

世帯区分	補助限度額
市民税が非課税となる世帯	第1子 年額308,000円 第2子 年額308,000円 第3子以降 年額308,000円
市民税の所得割が非課税となる世帯	
市民税の所得割課税の額が77,100円以下となる世帯	第1子 年額272,000円 第2子 年額308,000円 第3子以降 年額308,000円

備考

- 1 平成30年度中に就園した園児に係る補助限度額は、次の算式により算出した額(100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。
当該世帯区分の補助限度額×(保育料を支払った月数+3)÷15
- 2 平成30年度前に入園し、同年度途中に休園又は退園した園児に係る補助限度額は、次の算式により算出した額(100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)とする。
当該世帯区分の補助限度額×保育料を支払った月数÷12
- 3 市民税所得割額については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による住宅借入金等特別税額控除の適用前の額とする。
- 4 補助対象者のうち、未婚の母子・父子家庭における市民税所得割額については、地方税法(昭和26年法律第226号)による一般寡婦(夫)控除及び特別寡婦控除をみなし適用した額とする。

弘前市教育委員会教育長 殿

所 在 地
学校法人名
幼稚園名
設置者氏名
(代表者職・氏名)

印

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

平成30年度において実施する私立幼稚園就園奨励事業について、補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

円

2 補助金の額の算定根拠

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第4条による

3 補助事業の目的 幼児の就園の促進による幼稚園教育の振興

4 添付書類

(1) 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第2号）

(2) 保育料等の補助措置に関する調書（様式第3号）

(3) 保育料等の補助対象者に係る市民税の課税証明書若しくは納税通知書の写し又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている旨の弘前市福祉事務所長の証明書

（教育長に対して市民税の状況について調査することに同意する旨の文書を提出し、かつ、平成30年1月1日現在弘前市に住所を有している場合は、市民税の課税証明書又は納税通知書の写しの提出を省略することができます。）

(4) 補助対象者が未婚である場合にあっては、その旨が確認できる戸籍謄本（一般寡婦（夫）控除及び特別寡婦控除のみなし適用を希望しない場合は、戸籍謄本の提出を省略することができます。）

(5) ひとり親世帯等である場合にあっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のないことを確認できる戸籍謄本、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、特別児童扶養手当証書の写し、年金証書の写しその他ひとり親世帯等であることを証明する書類

(6) 当該私立幼稚園に係る規程等保育料等の徴収する額を明らかにする書類

備考 1 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：教育委員会学務健康課

電話：82-1643

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

幼稚園名 _____

階層	区分	人數(人)					補助金申請額(円)	摘要
		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計		
A	生活保護世帯	第1子						
		第2子						
		第3子以降						
B1. B2	市民税非課税世帯又は市民税所得割非課税世帯	第1子						
		第2子						
		第3子以降						
C1	市民税所得割77,100円以下の世帯	第1子						
		第2子						
		第3子以降						
D1	市民税所得割77,101円以上、211,200円以下の世帯	第1子						
		第2子						
		第3子以降						
D2	上記区分以外の世帯	第2子						
		第3子以降						
小計(A)								

ひとり親世帯等

階層	区分	人數(人)					補助金申請額(円)	摘要
		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計		
B3. B4	市民税非課税世帯又は市民税所得割非課税世帯	第1子						
		第2子						
		第3子以降						
C2	市民税所得割77,100円以下の世帯	第1子						
		第2子						
		第3子以降						
小計(B)								

合計(A) + (B)

階層	区分	人數(人)					補助金申請額(円)	摘要	
		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計			
小計(A)									
小計(B)									
合計									

保育料等の補助措置に関する調書

幼稚園名			入園年月日	平成 年 月 日
ふりがな 園児氏名			生年月日	平成 年 月 日
園児の住所	弘前市大字		保護者 電話番号	

■家族の状況 平成 年 月 日現在

※園児本人・単身赴任中等の家族も記入してください。

	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	職業・学年	均等割額	所得割額	住宅借入金等 特別税額控除
1		男 ・ 女	世帯主	昭和 平成	年 月 日生				
2		男 ・ 女		昭和 平成	年 月 日生				
3		男 ・ 女		昭和 平成	年 月 日生				
4		男 ・ 女		昭和 平成	年 月 日生				
5		男 ・ 女		昭和 平成	年 月 日生				
6		男 ・ 女		昭和 平成	年 月 日生				
7		男 ・ 女		昭和 平成	年 月 日生				
8		男 ・ 女		昭和 平成	年 月 日生				

■課税関係帳簿等の確認の同意

保護者氏名

この「保育料等の補助措置に関する調書」に係る、私の世帯の課税状況について、弘前市教育委員会が課税関係帳簿等を確認することに同意します。

印

■園児の世帯の状況

①就園奨励費補助限度額
(対象月数：12か月)

		所得割額+住宅借入金等特別税額控除	
階層	77,100円以下	77,101円以上	
ひとり親世帯等	該当	・	非該当
小学校1~3年生の兄・姉の有無	有	・	無

	第1子	第2子	第3子
A		308,000円	
B1・B2	272,000円		308,000円
C1	187,200円	247,000円	308,000円
D1	62,200円	185,000円	308,000円
D2		154,000円	308,000円
E	就園奨励費補助金は該当しません		

■判定

基準額	円	所得割額	円
所得区分	A・B1・B2・C1・D1・D2	／	B3・B4・C2 E
第子	第1子 第2子 第3子以降	才児	満3歳児 3歳児 4歳児 5歳児

	第1子	第2子	第3子
B3・B4		308,000円	
C2	272,000円		308,000円

②対象月数 ケ月分 円

③年間保育料・入園料額分該当 円

上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。

平成 年 月 日

弘前市教育委員会教育長 様

幼稚園長 又は設置者	印
---------------	---

※保護者の方は 枠の中のみ記入してください。

様式第4号（第6条関係）

平成 年 月 日

弘前市教育委員会教育長 殿

所 在 地

学校法人名

幼 稚 園 名

設置者氏名
(代表者職・氏名)

印

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け弘教委健収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の内容を変更したいので、平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 平成30年度私立幼稚園就園奨励事業

2 補助金の交付決定額 円

3 既に交付を受けた補助金の額 円

4 今回の変更申請額 円

5 添付書類 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書
(様式第2号)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：教育委員会学務健康課

電話：82-1643

様式第5号（第6条関係）

平成 年 月 日

弘前市教育委員会教育長 殿

所 在 地

学校法人名

幼稚園名

設置者氏名
(代表者職・氏名)

印

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け弘教委健収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第6条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励事業

2 補助金の交付決定額 円

3 既に交付を受けた補助金の額 円

4 補助事業を中止（廃止）するまでの補助金交付額措置実施予定額 円

5 補助事業を中止（廃止）する理由

6 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：教育委員会学務健康課

電話：82-1643

弘教委健収第 号
平成 年 月 日

所 在 地

学校法人名

幼稚園名

設置者氏名

樣

(代表者職・氏名)

弘前市教育委員会

教育長

印

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に係る園児の人数は、平成 年
月 日付けによる補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

2 補助金の交付決定額 円

3 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を教育長に提出して、その承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を教育長に提出して、その承認を受けること。
 - (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。

4 その他

- (1) 補助事業者は、平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）の翌日から起算して14日を経過した日又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出してください。

(2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、平成36年3月31日まで保管してください。

担当：教育委員会学務健康課
電話：82-1643

所在 地

学校法人名

幼稚園名

設置者氏名

様

（代表者職・氏名）

弘前市教育委員会

教育長

印

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業変更決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記補助金事業の変更については、下記のとおり承認し、決定したので、平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に係る園児の人数は、
平成 年 月 日付けによる補助金事業変更承認申請書及び添付書類に記載の
とおりとする。

2 補助金の交付決定額（変更前） _____ 円

3 既に交付した補助金の額 _____ 円

4 補助金の交付決定額（変更後） _____ 円

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業実施状況報告書

幼稚園名_____

該当する区分①～③それぞれに○		通番	園児氏名	保護者氏名
区分 ①	満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児			
区分 ②	A : 生活保護世帯 B 1 : 市民税非課税世帯 B 2 : 市民税所得割非課税世帯 C 1 : 市民税所得割77,100円以下の世帯 D 1 : 市民税所得割77,101円以上、 211,200円以下の世帯 D 2 : 上記区分以外の第2子以降がいる世帯 E : 上記以外の世帯 《ひとり親世帯等》 B 3 : 市民税非課税世帯 B 4 : 市民税所得割非課税世帯 C 2 : 市民税所得割77,100円以下の世帯			
区分 ③	第1子・第2子・第3子			
該当人数 _____ 人				
保育料年額 _____ 円				
在園期間 (月～ 月)				
各月の補助金交付額		～		円
前期（4～9月）の補助金交付額		a …		円
後期（10～3月）の補助金交付額		b …		円
		(a + b)		円
<集計>	前期合計額	(a × 人数) 円		
	後期合計額	(b × 人数) 円		

備考 1 各区分別に記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：教育委員会学務健康課

電話：82-1643

園児異動報告書

幼稚園名

園長氏名

1	フリガナ 異動園児氏名		生年月日		性別	年齢	満3歳児	<input type="checkbox"/>	フリガナ 保護者氏名	就園奨励 補助	平成30年度 の在園月数	
							3歳児	<input type="checkbox"/>				
			平成 年 月 日		男 ・ 女	歳	4歳児	<input type="checkbox"/>		該当 <input type="checkbox"/>	月	
							5歳児	<input type="checkbox"/>				
	区分		入園年月日		退園年月日		休園期間					入園料
	入園	<input type="checkbox"/>										円
退園	<input type="checkbox"/>	平成 年 月 日		平成 年 月 日		自平成 年 月 日		至平成 年 月 日			保育料(月)	
休園	<input type="checkbox"/>										円	
転入	<input type="checkbox"/>	いままでの住所		都 道 府 県		市 区 町 村		これからのお住所		都 道 府 県	市 区 町 村	
転出	<input type="checkbox"/>											

2	フリガナ 異動園児氏名		生年月日		性別	年齢	満3歳児	<input type="checkbox"/>	フリガナ 保護者氏名	就園奨励 補助	平成30年度 の在園月数	
							3歳児	<input type="checkbox"/>				
			平成 年 月 日		男 ・ 女	歳	4歳児	<input type="checkbox"/>		該当 <input type="checkbox"/>	月	
							5歳児	<input type="checkbox"/>				
	区分		入園年月日		退園年月日		休園期間					入園料
	入園	<input type="checkbox"/>										円
退園	<input type="checkbox"/>	平成 年 月 日		平成 年 月 日		自平成 年 月 日		至平成 年 月 日			保育料(月)	
休園	<input type="checkbox"/>										円	
転入	<input type="checkbox"/>	いままでの住所		都 道 府 県		市 区 町 村		これからのお住所		都 道 府 県	市 区 町 村	
転出	<input type="checkbox"/>											

3	フリガナ 異動園児氏名		生年月日		性別	年齢	満3歳児	<input type="checkbox"/>	フリガナ 保護者氏名	就園奨励 補助	平成30年度 の在園月数	
							3歳児	<input type="checkbox"/>				
			平成 年 月 日		男 ・ 女	歳	4歳児	<input type="checkbox"/>		該当 <input type="checkbox"/>	月	
							5歳児	<input type="checkbox"/>				
	区分		入園年月日		退園年月日		休園期間					入園料
	入園	<input type="checkbox"/>										円
退園	<input type="checkbox"/>	平成 年 月 日		平成 年 月 日		自平成 年 月 日		至平成 年 月 日			保育料(月)	
休園	<input type="checkbox"/>										円	
転入	<input type="checkbox"/>	いままでの住所		都 道 府 県		市 区 町 村		これからのお住所		都 道 府 県	市 区 町 村	
転出	<input type="checkbox"/>											

4	フリガナ 異動園児氏名		生年月日		性別	年齢	満3歳児	<input type="checkbox"/>	フリガナ 保護者氏名	就園奨励 補助	平成30年度 の在園月数	
							3歳児	<input type="checkbox"/>				
			平成 年 月 日		男 ・ 女	歳	4歳児	<input type="checkbox"/>		該当 <input type="checkbox"/>	月	
							5歳児	<input type="checkbox"/>				
	区分		入園年月日		退園年月日		休園期間					入園料
	入園	<input type="checkbox"/>										円
退園	<input type="checkbox"/>	平成 年 月 日		平成 年 月 日		自平成 年 月 日		至平成 年 月 日			保育料(月)	
休園	<input type="checkbox"/>										円	
転入	<input type="checkbox"/>	いままでの住所		都 道 府 県		市 区 町 村		これからのお住所		都 道 府 県	市 区 町 村	
転出	<input type="checkbox"/>											

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。
- 「在園月数」は、幼稚園に在園し、かつ、保護者が保育料を支払う本年度の月数としてください。
- 該当者の異動が生じた場合は、速やかに担当へ連絡し、異動のあった月分をとりまとめ、翌月の初めに提出してください。
- 満3歳児については、補助金の該当・非該当にかかわらず異動があった場合は提出してください。

様式第10号（第10条第1項関係）

平成 年 月 日

弘前市教育委員会教育長 殿

所在地

学校法人名

幼稚園名

設置者氏名

印

（代表者職・氏名）

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業完了（廃止）実績報告書

平成 年 月 日付け弘教委健収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励事業

2 補助金の交付決定（廃止承認）額 円

3 既に交付を受けた補助金の額 円

4 減免措置済額 円

5 添付書類

- (1) 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業に係る事業実績書（様式第11号）
- (2) 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業に係る決算書（様式第12号）
- (3) 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業に係る保育料等の減免について（様式第13号）

備考

- 1 上記に掲げる添付書類以外の書類を求めることがあります。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：教育委員会学務健康課

電話：82-1643

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業に係る事業実績書

幼稚園名

階層		区分	人数(人)					補助金交付決定額(円)	摘要	
			満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計			
A	生活保護世帯	第1子								
		第2子								
		第3子以降								
B1. B2	市民税非課税世帯又は市民税所得割非課税世帯	第1子								
		第2子								
		第3子以降								
C1	市民税所得割77,100円以下の世帯	第1子								
		第2子								
		第3子以降								
D1	市民税所得割77,101円以上、211,200円以下の世帯	第1子								
		第2子								
		第3子以降								
D2	上記区分以外の世帯	第2子								
		第3子以降								
小計(A)										
ひとり親世帯等										
B3. B4	市民税非課税世帯又は市民税所得割非課税世帯	第1子								
		第2子								
		第3子以降								
C2	市民税所得割77,100円以下の世帯	第1子								
		第2子								
		第3子以降								
小計(B)										
合計(A+B)										

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

幼稚園名

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金事業に係る決算書

弘前市教育委員会からの補助金	円
対象者に対する保育料等の減免額	円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費
補助金事業に係る保育料等の減免について

住 所

保護者氏名

園児

に係る保育料等については、前・後期分

として

円の減免を受けたことを確認します。

平成 年 月 日

設置者（又は幼稚園長）

幼稚園

様

備考

- 各幼稚園に提出してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A5横長としてください。

担当及び提出先：教育委員会学務健康課
電話：82-1643

様式第14号（第11条関係）

弘教委健収第 号
平成 年 月 日

所 在 地

学校法人名

幼稚園名

設置者氏名 様

（代表者職・氏名）

弘前市教育委員会

教育長

印

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、平成 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額 (a)	交付済額 (b)	差額 (a)-(b)
円	円	円	円

備考

- 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の收支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、平成36年3月31日まで保管してください。
- 後日、教育長は上記1に記載する書類等の提出を求め、又は検査することがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：教育委員会学務健康課
電話：82-1643

様式第15号（第12条第1項関係）

平成 年 月 日

弘前市教育委員会教育長 殿

所 在 地

学校法人名

幼稚園名

設置者氏名

印

（代表者職・氏名）

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金請求書

平成 年 月 日付け弘教委健収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記
補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励
費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 月～月分請求金額 _____ 円

2 補助金の名称 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金

3 補助金の交付決定額 _____ 円

4 補助金既受領額 _____ 円

5 振込口座

(1) 金融機関及び支店名

(2) 口座番号

(3) 口座名義人

6 添付書類 平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金請求額明細書（様式第16号）

備考

1 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて
提出してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：教育委員会学務健康課

電話：82-1643

平成30年度弘前市私立幼稚園就園奨励費補助金請求額明細書（月～月分）

幼稚園名

階層		区分	人数(人)	月～月分補助金額(円)	
A	生活保護世帯	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
B1. B2	市民税非課税世帯又は市民税所得割非課税世帯	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
C1	市民税所得割 77,100円以下の世帯	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
D1	市民税所得割 77,101円以上、211,200円以下の世帯	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
D2	上記区分以外の世帯	第2子			
		第3子以降			
小計(A)					
ひとり親世帯等					
B3. B4	市民税非課税世帯又は市民税所得割非課税世帯	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
C2	市民税所得割 77,100円以下の世帯	第1子			
		第2子			
		第3子以降			
小計(B)					
合計(A+B)					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。